

名 称	菖蒲北部地区地区計画	
位 置	久喜市菖蒲町 菖蒲 字太鼓田、字伊勢浦、字陣屋及び字寺田の各一部、 三箇 字矢島、字飴面及び字大久保の各一部	
面 積	約 64.9 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、久喜市菖蒲地区市街地の北東部に位置し、周辺を水田に囲まれた平坦地で都市再生機構施行の菖蒲北部土地区画整理事業地区内にある。</p> <p>当地区計画は土地区画整理事業による整備の効果を維持し、その後の無秩序な開発行為等によって基盤整備の効果が損なわれないように周辺環境に配慮しつつ、地域の活性化に寄与する優良な企業誘致を図り、水準の高い住宅地形成並びに幹線道路沿いの良好な沿道街区形成を図ることを目標とする。</p> <p>また、地区計画の策定により、工業系施設用地を中心とした、隣接住宅地等と調和のとれた緑の多い魅力ある街並みの形成をめざす。</p>
	土地利用の方針	<p>当地区を地区特性に応じて4つの地区に区分し、計画的土地利用を図る。</p> <p>[工業系施設地区]</p> <p>○Aゾーン： 大規模な先端技術産業や研究開発施設から中小規模の工業系施設まで、様々な規模、形態の企業立地を促進すべき地区として位置付け、産業活動を行う場とする。また、工業系機能と相乗効果をもたらす業務系（物流・流通系）の機能や、産業支援機能等の立地を想定するとともに、地区周辺への影響に配慮し、緩衝帯を設置し緑化等に努める。</p> <p>○Bゾーン： 都市計画道路3・4・14菖蒲川越栗橋線(県道 川越栗橋線)沿道の一定の範囲において、周辺工場等に関連するサービス施設、軽工業施設、工場直販所等交通アクセス利便性を活用する土地利用を誘導する地区。</p> <p>○Cゾーン： 既存の住宅・施設における生活形態の維持・保全を図り、良好な地区環境の形成を図る地区。</p> <p>[複合産業系施設地区]</p> <p>○Aゾーン： 複合産業施設として、軽工業施設、流通施設等のほか、インキュベーション施設、ソフトウェアセンター等の産業支援関連施設、展示・PR・ショールーム、沿道サービス・商業施設等の交流促進関連施設の立地を想定し、地区内従業者や周辺住民の利便を確保するとともに、利根地域の産業振興拠点としての役割を果たす地区。</p> <p>○Bゾーン： Aゾーンと同様の施設立地を想定するが、比較的小規模な施設立地も促進する地区。</p> <p>[幹線道路沿道地区]</p> <p>○Aゾーン： 地区内を通る幹線道路である都市計画道路3・4・14菖蒲川越栗橋線(県道 川越栗橋線)の沿道地区として、住宅の立地と地域サービスの商業・業務・サービス系施設を中心とした立地を促進する地区。</p> <p>○Bゾーン： 都市計画道路3・4・6下早見菖蒲線(市道菖蒲29号線)の沿道地区で、北側の住宅地区と同様の住宅地環境を維持しながら、周辺住宅地の日常生活の利便に資する近隣サービスの小規模物販・飲食、サービス業務等の立地を促進する地区。</p> <p>[住宅地区]</p> <p>幹線道路から奥まった住宅地であり、計画的かつ良好な住宅街区として位置づける。</p>
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により整備される道路、公園、緑地の機能の維持保全を図る。
	建築物等の整備の方針	<p>[工業系施設地区]</p> <p>○A・Bゾーン： 企業活動の活性化に資するために、用途制限を行うとともに、ゆとり・潤いのある緑豊かな環境形成並びに開放的な沿道景観形成のために、用途、敷地規模、壁面位置、かき・さくの構造等の制限を行う。</p> <p>○Cゾーン： 生活環境の維持・保全を図るため、建築物の用途制限を行う。</p> <p>[複合産業系施設地区]</p> <p>地区内及び周辺工業団地等の企業活動を支援し、地域の生活利便の確保、良好な環境形成に資するため、用途、敷地規模、壁面位置、かき・さくの構造等の制限を行う。</p> <p>[幹線道路沿道地区]</p> <p>幹線道路沿いの良好な街並み形成、活力ある企業活動に資するため、用途、敷地規模、壁面位置、かき・さくの構造等の制限を行う。</p> <p>[住宅地区]</p> <p>良好な住宅地としての居住環境を形成するため、用途、敷地規模、壁面位置、かき・さくの構造等の制限を行う。</p>

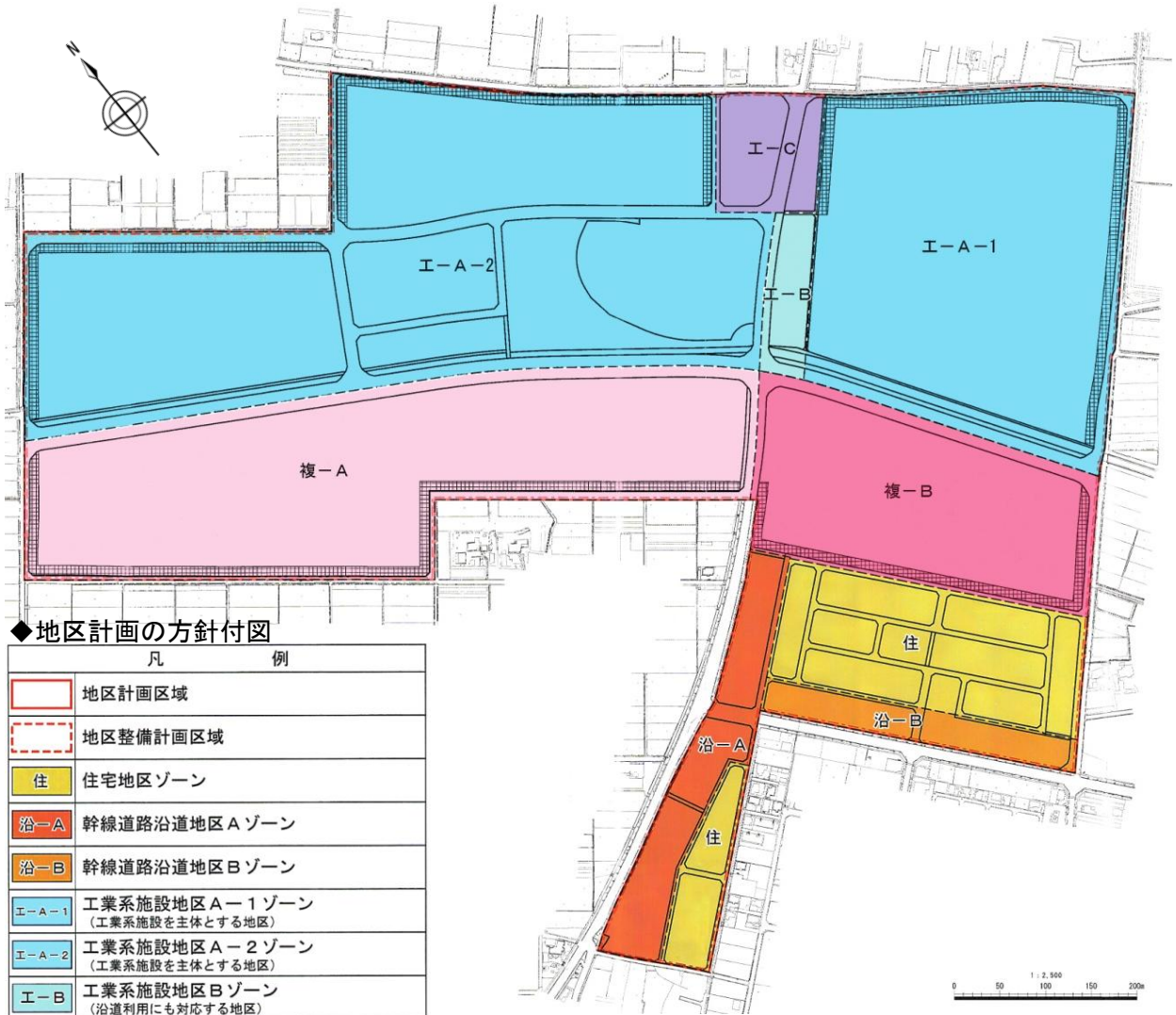
地区区分	地区名称 (用途地域)	工業系施設地区			
		A-1ゾーン (工業専用地域)	A-2ゾーン (工業専用地域)	Bゾーン (準工業地域)	Cゾーン (準工業地域)
		約 12.4ha	約 20.8ha	約 0.9ha	約 1.5ha
地区整備計画	建築物等に 関する 事項 建築物等の 用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. カラオケボックスその他これらに類するもの 2. 公衆浴場、診療所、保育所その他これらに類するもの（ただし、地区内において事業を営むものが、主としてその従業員の用に供する施設は除く。） 3. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 4. 自動車教習所 5. 畜舎 6. 斎場（葬儀の用に供する建築物） 7. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 8. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に規定する産業廃棄物処理施設 9. 次に掲げる事業を営む工場 (1) 肥料の製造 (2) 製革、にかわの製造又は毛皮もしくは骨の精製 (3) アスファルトの精製 (4) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造 (5) セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 2. 兼用住宅 3. 店舗等の床面積が 1,500㎡をこえる店舗、飲食店 4. 自動車教習所 5. 畜舎 6. 斎場（葬儀の用に供する建築物） 7. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 8. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に規定する産業廃棄物処理施設 9. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 10. 次に掲げる事業を営む工場 (1) 肥料の製造 (2) 製革、にかわの製造又は毛皮もしくは骨の精製 (3) アスファルトの精製 (4) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造 (5) セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル又は旅館 2. ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 3. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4. カラオケボックスその他これらに類するもの 5. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 6. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 7. 学校、図書館その他これらに類するもの 8. 病院 9. 公衆浴場、診療所、保育所その他これらに類するもの（ただし、地区内において事業を営むものが、主としてその従業員の用に供する施設は除く。） 10. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 11. 自動車教習所 12. 畜舎 13. 斎場（葬儀の用に供する建築物） 14. 原動機を使用する工場 で作業場の床面積の合計が 150㎡をこえるもの	

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は高さ 2.0m を超える門若しくはへいの面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は次の通りとする。</p> <p>①別紙の地区整備計画図で示す道路等の境界線までの距離は敷地面積に合わせ4m以上10m以下とし、緑化に努める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5ha未満</td> <td>4m</td> </tr> <tr> <td>1.5ha以上5.0ha未満</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>5.0ha以上</td> <td>10m</td> </tr> </tbody> </table> <p>②図示以外の道路の境界線までの距離は3m以上とする。</p> <p>③隣地までの距離は 1.5m以上とする。</p>	敷地面積	距離	1.5ha未満	4m	1.5ha以上5.0ha未満	5m	5.0ha以上	10m	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は高さ 2.0m を超える門若しくはへいの面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は次の通りとする。</p> <p>①道路の境界線までの距離は 1.5m以上とする。</p> <p>②隣地までの距離は 1.0m とする。</p>	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は高さ 2.0m を超える門若しくはへいの面から道路境界線までの距離は 1.5m以上とする。</p>
		敷地面積	距離										
		1.5ha未満	4m										
		1.5ha以上5.0ha未満	5m										
5.0ha以上	10m												
建築物の敷地面積の最低限度	5,000㎡	500㎡	500㎡	150㎡									
形態又は意匠の制限	<p>広告板その他これらに類するものは、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。</p> <p>①屋外広告物は、自家用のものでかつ街並みの統一感を著しく損なわないものとする。</p> <p>②道路に面する建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は、刺激的な原色を避け、地区と調和した落ち着いた落ち着きのある色調としたものとする。</p>												
かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側のかき又さくは、次の各号の一に掲げるものとする。ただし、門柱等出入り口、駐車スペースに用いる部分を除く。</p> <p>① 生垣</p> <p>② 鉄柵その他これに類する透視可能なフェンスで、道路側に幅50cm以上の植栽帯を設け植栽を施したもの。</p> <p>隣地との境界部分のかき・さくは、生垣・鉄柵その他これらに類する透視可能なフェンスとする。高さは敷地面上2.0m以下とする。</p>	<p>道路に面する側のかき又さくは、次の各号の一に掲げるものとする。ただし、門柱等出入り口、駐車スペースに用いる部分を除く。</p> <p>① 生垣</p> <p>② 鉄柵その他これに類する透視可能なフェンス。</p> <p>隣地との境界部分のかき又さくは、生垣あるいは鉄柵その他これらに類する透視可能なフェンスとする。高さは敷地面から 1.5m以下とする。</p>											

地区 の 区 分	地区名称 (用途地域)	複合産業系施設地区									
		Aゾーン (準工業地域)	Bゾーン (準工業地域)								
	区分面積	約 13.4ha	約 6.7ha								
	建築物等の 用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 2. 兼用住宅 3. 自動車教習所 4. 畜舎 5. 斎場（葬儀の用に供する建築物） 6. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 7. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条に規定する産業廃棄物処理施設 8. 次に掲げる事業を営む工場 (1) 肥料の製造 (2) 製革、にかわの製造又は毛皮もしくは骨の精製 (3) アスファルトの精製 (4) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造 (5) セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 2. 兼用住宅 3. 百貨店、総合スーパー 4. 自動車教習所 5. 畜舎 6. 斎場（葬儀の用に供する建築物） 7. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 8. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条に規定する産業廃棄物処理施設 9. 次に掲げる事業を営む工場 (1) 肥料の製造 (2) 製革、にかわの製造又は毛皮もしくは骨の精製 (3) アスファルトの精製 (4) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造 (5) セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造								
	壁面の位置 の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は高さ 2.0m を超える門若しくはへいの面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は次の通りとする。 ①別紙の地区整備計画図で示す道路等の境界線までの距離は敷地面積に合わせ 4m 以上 10m 以下とし、緑化に努める。 <table border="1" data-bbox="719 1106 1062 1232"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5ha 未満</td> <td>4m</td> </tr> <tr> <td>1.5ha 以上 5.0ha 未満</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>5.0ha 以上</td> <td>10m</td> </tr> </tbody> </table> ②図示以外の道路の境界線までの距離は 3m 以上とする。 ③隣地までの距離は 1.5m 以上とする。		敷地面積	距離	1.5ha 未満	4m	1.5ha 以上 5.0ha 未満	5m	5.0ha 以上	10m
	敷地面積	距離									
	1.5ha 未満	4m									
	1.5ha 以上 5.0ha 未満	5m									
	5.0ha 以上	10m									
	建築物の 敷地面積の 最低限度	5,000 m ²	3,000 m ²								
形態又は意 匠の制限	広告板その他これらに類するものは、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。 ①屋外広告物は、自家用のものでかつ街並みの統一感を著しく損なわないものとする。 ②道路に面する建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は、刺激的な原色を避け、地区と調和した落ち着いた色調としたものとする。										
かき又はさく の構造の制限	道路に面する側のかき又さくは、次の各号の一に掲げるものとする。ただし、門柱等出入口、駐車スペースに用いる部分を除く。 ① 生垣 ② 鉄柵その他これに類する透視可能なフェンスで、道路側に幅 50 cm 以上の植栽帯を設け植栽を施したもの。 隣地との境界部分のかき・さくは、生垣・鉄柵その他これらに類する透視可能なフェンスとする。高さは敷地表面上 2.0m 以下とする。										

地区区分	地区名称 (用途地域)	幹線道路沿道地区		住宅地区
		Aゾーン (準住居地域)	Bゾーン (第一種住居地域)	— (第一種中高層住宅専用地域)
	区分面積	約 2.4ha	約 1.3ha	約 5.5ha
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 ①工場 [ただしパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が 50 m ² 以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kw 以下のものに限り。)は除く。] ②自動車教習所、畜舎等その他これらに類するもの ③倉庫業を営む倉庫		—
	壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は高さ 2.0m を超える門若しくはへいの面から道路境界線までの距離は 1.5 m 以上とする。	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は高さ 2.0m を超える門若しくはへいの面から道路境界線までの距離は 1.0m 以上とする。	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は高さ 2.0m を超える門若しくはへいの面から道路境界線までの距離は 1.0m 以上とする。
	建築物の敷地面積の最低限度	165 m ²		165 m ²
	形態又は意匠の制限	<p>広告板その他これらに類するものは、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。</p> <p>①自己の用に供するものであること</p> <p>②広告物の意匠は、周辺環境との調和に配慮したものであること</p> <p>建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱等の色彩は、周辺環境に調和した落ち着いた色調とする。</p>		
	かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側のかき又はさくは、次の各号の一に掲げるものとする。ただし、門柱等出入口、駐車スペースに用いる部分を除く。</p> <p>①生垣</p> <p>②鉄柵その他これに類する透視可能なフェンス</p> <p>隣地との境界部分のかき又はさくは、生垣あるいは鉄柵その他これらに類する透視可能なフェンスとする。高さは敷地面から 1.5m 以下とする。</p>		

菖蒲北部地区地区計画方針の付図・地区整備計画図



◆地区計画の方針付図

凡	例
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	住宅地区ゾーン
	幹線道路沿道地区Aゾーン
	幹線道路沿道地区Bゾーン
	工業施設地区A-1ゾーン (工業施設を主体とする地区)
	工業施設地区A-2ゾーン (工業施設を主体とする地区)
	工業施設地区Bゾーン (沿道利用にも対応する地区)
	工業施設地区Cゾーン (生活形態を保全する地区)
	複合産業施設地区Aゾーン (産業支援・交流促進機能の立地に対応する地区)
	複合産業施設地区Bゾーン (複-Aと同様の施設立地を想定するが、比較的小規模な施設立地も促進する地区)



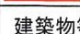
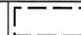
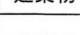
◆地区整備計画図（壁面の位置の制限）

凡	例
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	地区の細区分




壁面の位置の制限		
工業施設地区A-1ゾーン (工-A-1)	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は高さ2.0mを超える門若しくはへいの面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は次の通りとする。	
工業施設地区A-2ゾーン (工-A-2)	①別紙の地区整備計画図で示す道路等の境界線までの距離は敷地面積に合わせ4m以上10m以下とし、緑化に努める。	
複合産業施設Aゾーン (複-A)	敷地面積	
	距離	
	1.5ha未満	4m
	1.5ha以上5.0ha未満	5m
	5.0ha以上	10m
複合産業施設Bゾーン (複-B)	②図示以外の道路の境界線までの距離は3m以上とする。 ③隣地までの距離は1.5m以上とする	
工業施設地区Bゾーン (工-B)	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は高さ2.0mを超える門若しくはへいの面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は次の通りとする。 ①道路の境界線までの距離は1.5m以上とする。 ②隣地までの距離は1.0mとする。	
工業施設地区Cゾーン (工-C)	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は高さ2.0mを超える門若しくはへいの面から道路境界線までの距離は1.5m以上とする。	
幹線道路沿道地区Aゾーン (沿-A)		
幹線道路沿道地区Bゾーン (沿-B)	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は高さ2.0mを超える門若しくはへいの面から道路境界線までの距離は1.0m以上とする。	
住宅地区ゾーン (住)		

	工-A及び複-A・Bゾーンの壁面位置の制限敷地面積に合わせ4m以上10m以下
--	--




◆地区整備計画図（建築物等の用途制限）

凡 例		
	地区計画区域	
	地区整備計画区域	
	地区の細区分	
建築物等の用途制限		
工業施設地区 A-1ゾーン (工-A-1)	次に掲げる建築物は建築してはならない 1. カラオケボックスその他これらに類するもの 2. 公衆浴場、診療所、保育所その他これらに類するもの ただし、地区内において事業を営むものが、主としてその従業員の用に供する施設は除く 3. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 4. 自動車教習所 5. 畜舎 6. 畜場（葬儀の用に供する建築物） 7. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 8. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に規定する産業廃棄物処理施設 9. 次に掲げる事業を営む工場 (1) 肥料の製造 (2) 製革、にかわの製造又は毛皮もしくは骨の精製 (3) アスファルトの精製 (4) アスファルト、コaltar、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造 (5) セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造	複合産業施設地区 Aゾーン (複-A)
工業施設地区 A-2ゾーン (工-A-2)	次に掲げる建築物は建築してはならない 1. 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿 2. 兼用住宅 3. 自動車教習所 4. 畜舎 5. 畜場（葬儀の用に供する建築物） 6. キヤバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 7. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に規定する産業廃棄物処理施設 8. 次に掲げる事業を営む工場 (1) 肥料の製造 (2) 製革、にかわの製造又は毛皮もしくは骨の精製 (3) アスファルトの精製 (4) アスファルト、コaltar、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造 (5) セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造	複合産業施設地区 Bゾーン (複-B)
工業施設地区 Bゾーン (工-B)	次に掲げる建築物は建築してはならない 1. 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿 2. 兼用住宅 3. 店舗等の床面積が1,500㎡をこえる店舗、飲食店 4. 自動車教習所 5. 畜舎 6. 畜場（葬儀の用に供する建築物） 7. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 8. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に規定する産業廃棄物処理施設 9. キヤバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 10. 次に掲げる事業を営む工場 (1) 肥料の製造 (2) 製革、にかわの製造又は毛皮もしくは骨の精製 (3) アスファルトの精製 (4) アスファルト、コaltar、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造 (5) セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造	複合産業施設地区 Bゾーン (複-B)
工業施設地区 Cゾーン (工-C)	次に掲げる建築物は建築してはならない 1. ホテル又は旅館 2. ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバットイング練習場 3. マージャン屋、ぼんちん屋、射的場、勝負投票券売所、場外券売場その他これらに類するもの 4. カラオケボックスその他これらに類するもの 5. キヤバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 6. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 7. 学校、図書館その他これらに類するもの 8. 病院 9. 公衆浴場、診療所、保育所その他これらに類するもの ただし、地区内において事業を営むものが、主としてその従業員の用に供する施設は除く 10. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 11. 自動車教習所 12. 畜舎 13. 畜場（葬儀の用に供する建築物） 14. 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150㎡をこえるもの	幹線道路沿道地区 Aゾーン (沿-A) 幹線道路沿道地区 Bゾーン (沿-B)




◆地区整備計画図（形態又は意匠の制限）

凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	地区の細区分
形態又は意匠の制限	
工業施設地区 A-1ゾーン (工-A-1) 工業施設地区 A-2ゾーン (工-A-2) 工業施設地区 Bゾーン (工-B) 工業施設地区 Cゾーン (工-C) 複合産業施設地区 Aゾーン (複-A) 複合産業施設地区 Bゾーン (複-B)	広告板その他これらに類するものは、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。 ① 屋外広告物は、自家用のものでかつ街並みの統一感を著しく損なわないものとする。 ② 道路に面する建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は、刺激的な原色を避け、地区と調和した落ち着いた色調としたものとする。
幹線道路沿道地区 Aゾーン (沿-A) 幹線道路沿道地区 Bゾーン (沿-B) 住宅地区ゾーン (住)	広告板その他これらに類するものは、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。 ① 自己の用に供するものであること。 ② 広告物の意匠は、周辺環境との調和に配慮したものであること。 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱等の色彩は、周辺環境に調和した落ち着いた色調とする。

◆地区整備計画図（かき又はさくの構造の制限）

凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	地区の細区分
垣又は柵の構造の制限	
工業施設地区 A-1ゾーン (工-A-1) 工業施設地区 A-2ゾーン (工-A-2) 複合産業施設地区 Aゾーン (複-A) 複合産業施設地区 Bゾーン (複-B)	道路に面する側の垣又は柵は、次の各号の一に掲げるものとする。ただし、門柱等出入り口、駐車スペースに用いる部分を除く。 ① 生垣 ② 鉄柵その他これらに類する透視可能なフェンスで、道路側に幅50cm以上の植栽帯を設け植栽を施したものの、隣地との境界部分の垣・柵は、生垣・鉄柵その他これらに類する透視可能なフェンスとする。高さは敷地面上2.0m以下とする。
工業施設地区 Bゾーン (工-B) 工業施設地区 Cゾーン (工-C) 幹線道路沿道地区 Aゾーン (沿-A) 幹線道路沿道地区 Bゾーン (沿-B) 住宅地区ゾーン (住)	道路に面する側の垣又は柵は、次の各号の一に掲げるものとする。ただし、門柱等出入り口、駐車スペースに用いる部分を除く。 ① 生垣 ② 鉄柵その他これらに類する透視可能なフェンス。隣地との境界部分の垣又は柵は、生垣あるいは鉄柵その他これらに類する透視可能なフェンスとする。高さは敷地から1.5m以下とする。

◆地区整備計画図（建築物の敷地面積の最低限度）

凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	地区の細区分
建築物の敷地面積の最低限度	
工業施設地区 Cゾーン (工-C)	150平方メートル
幹線道路沿道地区 Aゾーン (沿-A) 幹線道路沿道地区 Bゾーン (沿-B) 住宅地区ゾーン (住)	165平方メートル
工業施設地区 A-2ゾーン (工-A-2) 工業施設地区 Bゾーン (工-B)	500平方メートル
複合産業施設地区 Bゾーン (複-B)	3000平方メートル
工業施設地区 A-1ゾーン (工-A-1) 複合産業施設地区 Aゾーン (複-A)	5000平方メートル